

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月 1 日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第24号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(宿日直勤務) 第8条 略 2 任命権者は、休日 <u>(条例第11条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日をいう。以下同じ。)</u> 又はこれに準ずる日として人事委員会が指定する日の正規の勤務時間において職員に前項各号に掲げる勤務と同様の勤務を命ずることができる。	(宿日直勤務) 第8条 略 2 任命権者は、休日又はこれに準ずる日として人事委員会が指定する日の正規の勤務時間において職員に前項各号に掲げる勤務と同様の勤務を命ずることができる。

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(宿日直勤務) 第7条 略 2 市町村教育委員会は、休日 <u>(条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日をいう。以下同じ。)</u> 又はこれに準ずる日として人事委員会が指定する日の正規の勤務時間において職員に前項に掲げる勤務と同様の勤務を命ずることができる。	(宿日直勤務) 第7条 略 2 市町村教育委員会は、休日又はこれに準ずる日として人事委員会が指定する日の正規の勤務時間において職員に前項に掲げる勤務と同様の勤務を命ずることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。